

有明ノリ次漁期対策に「ぎょさい」活用を

～行政・系統との関係強化し全加入めざす～

昨漁期における有明海のノリ大不作について新聞・TVなど各種メディアで大きく取り上げられている中、水産庁は4月20日に有明次期ノリ漁期対策を発表しました。

この対策のうち「ぎょさい」に関しましては来漁期臨時特例的な「ぎょさい」制度の改善措置として

大規模な不作に対応した新てん補方式の試験的实施

加入促進のための掛金漁業者負担の緩和

が講じられる事となりました。

また合わせて、関係四県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）の漁業共済組合を平成13年度の重点推進共済組合に指定し、水産庁・県庁・漁業共済組合・漁済連が一体となって加入の促進に最大限努めることとなりました。

早速、水産庁は4月18日に重点推進共済組合の指定を受けた4県の「ぎょさい」担当者と共済組合の責任者などを集めて「重点推進共済組合（有明特定のり）会議」を開き、平成13年度の各県の加入推進方策などについて協議が行われました。

会議では改めて、各県とも次漁期対策は「ぎょさい」しかないとの認識で一致し、有明関係ノリ養殖業者の「ぎょさい」全加入にむけ総力をあげて取り組むことが確認されました。

今後県庁・市町村・漁協系統団体・系統金融機関との協力体制をいっそう強化して行くこととしております。

今回の災害を教訓とし、常日頃から漁業経営を守る「ぎょさい」利用の輪がますます広がっていくことを期待します。